

（現場閉所の考え方について）

Q1. 「現場閉所」とは？

A1. 週休2日制における現場閉所とは、自社が受注した当該工事（同一敷地内の他者が受注した工事を除く。）の現場において、建設機械の稼働及び作業員の労働を終日休止し、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態を指します。

Q2. 閉所日には、会社（本社・営業所等）の事務所や会社が受注した他の現場も全て休む必要があるのか？

A2. 現場閉所は契約単位で判断するため、会社や他の現場が稼働していても、当該現場の作業（現場事務所での事務作業を含む。以下同じ。）が終日休止されていれば、閉所扱いとします。

Q3. 作業員や下請企業が、当該現場閉所日に他の現場で働くことは認められるのか？

Q3. 作業員や下請企業が、閉所日に他の現場に従事することについては制限しません。

Q4. 現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「現場代理人等」という。）が、当該現場の閉所日に会社等で内業を行うことは認められるのか？

Q4. 現場代理人等が、閉所日に当該現場以外（会社等）で書類作成等の内業を行うことや、兼務が認められている他の現場に従事することについては制限しません。

Q5. 要領第2条第1項第1号でいう「現場管理上必要な作業等」とは？

A5. 次のような作業が考えられます。

- ・現場の安全確認のための巡回パトロール
- ・災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止措置、飛散防止対策等）及び災害発生時の対応作業（現場事務所での待機を含む。）
- ・建設機械、ポンプ、発電機等の保守点検作業
- ・コンクリート打設に伴う養生のための散水

上記以外の現場作業を終日休止した状態であれば、閉所扱いとします。

Q6. 現場作業を終日休止した状態で、現場代理人等が地元や警察との協議のみを行った日は閉所扱いとなるのか？

A6. 基本的には閉所扱いとしますが、協議の必要性や内容にもよるため、監督職員と協議願います。

Q 7. 現場作業を終日休止した状態で、現場見学会や社会貢献活動等を実施した日は閉所扱いとなるのか？

A 7. 事前に監督職員と協議を行い、認められた場合は閉所扱いとします。

Q 8. 大雪のため、現場の除排雪作業のみを実施した日は閉所扱いとなるのか？

A 8. 監督職員と協議を行い、「現場管理上必要な作業」と認められた場合は、閉所扱いとします。

Q 9. 現場作業を終日休止した状態で、交通誘導員が誘導のみを行っている日は閉所扱いとなるのか？

A 9. 閉所扱いとします。

Q 10. Q 5～Q 9 に該当する作業等を行う場合、どうすればよいのか？

A 10. 監督職員と事前に協議を行い、承認を得てください。やむを得ない場合は、事後報告でも構いませんが、必ず監督職員の確認を受けてください。また、閉所日に該当作業を行った場合は、月報（要領別記様式）にその旨を記載してください。

Q 11. 現場事務所を設置しない工事であっても、週休 2 日の対象となるのか？

A 11. 現場事務所の有無は関係ありません。

（週休 2 日の対象期間、達成基準について）

Q 12. 週休 2 日の対象期間とは？

A 12. 監督職員との協議により決定した現場施工着手日から現場施工完了日までの期間を指します。ただし、要領第 2 条第 1 項第 2 号ア～キに掲げる期間は除きます。

（参考：要領第 2 条第 1 項第 2 号）

ア 12月29日から翌年の1月3日までの期間

イ 工場製作のみで、現場作業を行わない期間

ウ 工事全体を一時中止している期間

エ 関係機関からの緊急要請に対応する期間

オ 天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）による災害対応の期間

カ 工事事故等による不稼働期間

キ その他、受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされると監督職員が認めた期間

Q13. 現場施工着手日や完了日が週の途中である場合はどうなるのか？

A13. 着手日又は完了日が週の途中の場合、当該週は現場閉所2日実施の有無をカウントする週から除きます。

(例)

(閉所日) 日	月	火	水	木	金	(閉所日) 土	対象 期間
1 休	2	3	4 契約締結	5 工期始	6 (準備)	7 休	× 対象外期間
8 休	9 (準備)	10 協議	11 (準備)	12 計画書提出	13 (準備)	14 休	× 対象外期間
15 休	16 (準備)	17 (準備)	18 現場着手	19 開所	20 開所	21 閉所	閉所2日の 対象外
22 閉所	23 開所	24 開所	25 開所	26 開所	27 開所	28 閉所	○ 閉所2日

Q14. 要領第2条第1項第2号ア～キに掲げる期間の開始日や終了日が週の途中である場合はどうなるのか？

A14. Q13同様、当該週は現場閉所2日実施の有無をカウントする週から除きます。

(例)

(閉所日) 日	月	火	水	木	金	(閉所日) 土	対象 期間
12/12 閉所	13 開所	14 開所	15 開所	16 開所	17 開所	18 閉所	○ 閉所2日
12/19 閉所	20 開所	21 開所	22 開所	23 開所	24 開所	25 閉所	○ 閉所2日
12/26 閉所	27 開所	28 開所	29 年末年始休	30 年末年始休	31 年末年始休	1/1 年末年始休	閉所2日の 対象外
1/2 年末年始休	3 年末年始休	4 閉所	5 開所	6 開所	7 開所	8 閉所	閉所2日の 対象外
1/9 閉所	10 閉所	11 開所	12 開所	13 開所	14 開所	15 閉所	○ 閉所3日

Q 15. 鉄骨部材、P C 部材、設備等の工場製作期間の取扱いは？

A 15. 工場製作のみで現場作業を行わない期間は対象期間から除きます。工場制作と現場作業が並行して行われる期間は対象期間となります。

Q 16. 対象期間において、現場閉所 2 日を実施できない週が 1 週でもあった場合は、週休 2 日未達成となるのか。

Q 16. ①対象期間の 5 割以上の週で現場閉所 2 日を実施

②やむを得ない事情で現場閉所 1 日の週が発生した場合は、対象期間内で代替日を設ける週を選定し、現場閉所 3 日を実施

①②を満たし、対象期間全体で現場閉所 2 日／週を実施していれば、週休 2 日達成とみなします。

Q 17. 対象期間の 5 割以上の週とは？

A 17. 例えば、対象期間が 1 1 週の場合、 $1 1 \text{ 週} \times 0. 5 = 5. 5 \rightarrow 6 \text{ 週}$ （四捨五入）以上とします。

Q 18. 代替日を設ける週に制限はあるのか？

A 18. 対象外期間、春・秋の大型連休期間（4 月 2 9 日～5 月 6 日、9 月 1 5 日～9 月 2 4 日）、お盆休み（8 月 1 3 日～8 月 1 6 日）を代替日とすることはできません。

Q 19. 現場閉所 0 日の週が発生した場合、現場閉所 4 日の週又は現場閉所 3 日の週を 2 週設けることで代替日としてもよいか？

A 19. 週休 2 日制度は改正労働基準法に対応し、働き方改革を進めることを目的とした制度です。現場閉所 0 日の週が発生した時点で制度の趣旨から外れておりますので、特段の事情がない限りは、週休 2 日未達成とします。

（閉所の確認及び対応）

Q 20. 週休 2 日に関する協議はどのように行えばよいのか？

A 20. 契約締結後、速やかに監督職員と対象期間について協議してください。協議後、現場施工着手までに、対象期間及び現場閉所日を明記した施工計画書を監督職員に提出し、確認を受けてください。対象期間や現場閉所日に変更が生じた場合も監督職員と協議を行い、大きな変更が生じた場合は変更施工計画書を提出してください。

Q 21. 現場閉所の実施について、どのように証明・確認を行うのか？

A 21. 受注者が作成した月報（要領別記様式）により、監督職員が実施状況を確認します。月報は毎月 5 日（5 日が休日の場合は翌開庁日）までに提出してください。

Q22. 受注者の責によらない理由により、特定の期間において週休2日未実施となった場合は？

A22. 監督職員と協議のうえ、当該期間を対象期間から除く等の対応を検討します。

Q23. 月報に虚偽の記載を行った場合はどうなるのか？

A23. 監督職員から契約検査室に報告を行い、不正行為と判断されれば、指名停止等の措置を行います。

(その他)

Q24. 週休2日を達成するためにPC製品や二次製品を使用した場合、増額変更は認められるのか？

A24. 発注時において、週休2日工事として単価等の補正を行っているため、週休2日の達成を目的とした増額変更は認められません。

Q25. 週休2日工事として発注されていない工事について、週休2日を達成した場合は増額変更されるのか？

A25. 発注時において週休2日工事の指定がない場合、週休2日を達成しても増額変更は行いません。

Q26. 週休2日工事として発注されている工事について、工程を工夫する等して、対象期間が2週未満となった場合はどうなるのか？

A26. 受注者の企業努力により工期が短縮され、対象期間が2週未満となった場合、対象期間の全ての週で現場閉所2日を達成していれば、週休2日工事として扱います。

Q27. 週休2日工事として発注されている工事について、週休2日を達成できない場合はどうなるのか？

A27. 週休2日工事としての単価等の補正を取止め、減額変更を行います。

Q28. 週休2日工事として発注されている工事について、契約締結後、監督職員との最初の協議において、減額変更を承知のうえで週休2日を実施しないことを宣言してもよいのか。

A28. 週休2日工事として発注されている工事はその旨が入札公告等や特記仕様書に明記されています。天候不順や現場条件の変更等、やむを得ない事情により達成できなくなることはあり得ますが、受注者が最初から週休2日を実施する意思がない場合は、監督職員から契約検査室に報告を行い、不誠実な行為と判断されれば、指名停止等の措置を行います。